Press Release

報道関係 各位

令和7年11月27日発表 【照会先】

長崎労働局 雇用環境:均等室

雇用環境改善·均等推進監理官 橋本 浩紀 室長補佐 江上 邦子

電話: 095(801)0050(直通)

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

~カスハラ・就活セクハラ防止措置が事業主の義務になります~

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定めています。

この月間は、年末に向けて業務の多忙等によりハラスメント*が発生しやすいと考えられる 12 月に集中的な周知・広報を行い、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、毎年実施しています。

すべての事業主には、企業規模にかかわらず、ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化や周知、相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることが義務づけられており、職場におけるハラスメント防止のために取組の徹底を図る必要があります。しかし、令和6年度に長崎労働局に寄せられたハラスメント相談件数は1,255件と依然として高い水準となっています。

また、令和7年6月に公布され、公布の日から起算して1年6月以内で政令で定める日に施行される「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けられます。

これらの職場におけるハラスメント対策を総合的に推進し、ハラスメントに関して広く社会一般に周知するとともに関係法令の履行確保を図るため、長崎労働局(局長 倉永 圭介)では、本月間にあたり労使のみならず県民の皆様の職場におけるハラスメントについての認識を深め、ハラスメント防止の重要性を理解していただけるよう、広く呼びかけを行うとともに、事業主に対してハラスメント防止のための取組の徹底を呼びかけ、ハラスメントのない職場づくりを推進します。

※セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントのほか、顧客や取引先等からの著しい迷惑行為(いわゆるカスハラ)、就職活動中の学生等へのハラスメント(いわゆる就活セクハラ)など。

1 「ハラスメント対応特別相談窓口の設置」について

12 月1日から長崎労働局雇用環境・均等室に「ハラスメント対応特別相談窓口」を設置し、労使の皆様からハラスメントに関する相談を受け付け、相談者へのアドバイスなどを行います。

【ハラスメント対応特別相談窓口】

長崎労働局雇用環境・均等室 (長崎市万才町 7-1 TBM 長崎ビル 3 階)

期 間: 令和7年12月1日(月)から令和7年12月26日(金)

時 間:9時30分~17時00分/月~金

電 話: 095-801-0050

相談内容:

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントのほか、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為(いわゆるカスハラ)、

就職活動中の学生等からのハラスメント(いわゆる就活セクハラ)についての相談等

▶ 事業主からのハラスメント防止対策についての相談も受け付けます。

2 「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」について

12月10日(水)、オンラインで「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」(13:30~15:15)が開催されます。参加希望の方は、以下の特設ページより参加申込みを受け付けています。

«シンポジウム特設ページ https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium»

3 ポータルサイト「あかるい職場応援団」について

厚生労働省では、ハラスメント防止対策の取組の参考としていただけるパンフレットや研修動画などを 提供しています。詳細は、以下URLまたは二次元コードよりご覧ください。

«サイト URL https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/»



【添付資料】

資料 1 「No!カスタマーハラスメント」チラシ

資料 2 「No! 就活セクハラ」チラシ

資料3 月間・改正法周知チラシ(両面)

資料4 改正ポイントのご案内

資料 5 職場のハラスメント対策リーフレット

事業主の取り組みで、お客様も、働く人も笑顔に



カスハラ防止措置が事業主の義務になります

2025年6月に改正法が成立し、公布された日(2025年6月11日)から1年6月以内の政令で定める日に施行されます。



12月は職場のハラスメント撲滅月間です

2025年12月10日(水)、

職場におけるハラスメント対策シンポジウムを オンラインで開催します。

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記URLからご確認ください。 https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium

●当社のハラスメント相談窓口はこちら

貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすめましょう





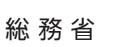






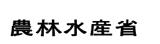


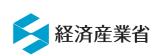




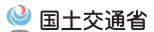














「希望」の会社を「失望」に変えない



就活セクハラ防止措置が事業主の義務になります





12月は職場のハラスメント撲滅月間です

2025年12月10日(水)、 職場におけるハラスメント対策シンポジウムを オンラインで開催します。

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記URLからご確認ください。 https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium



●当社のハラスメント相談窓口はこちら

貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすめましょう。 ______





12月はハラスメント撲滅月間です!

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくり を推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。

その一環として、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。



ハラスメント裁判事例、他社の取組など ハラスメント対策の総合情報サイト ハラスネンドあかるい職場応援団



カスハラ防止措置が事業主の義務になります



職場におけるハラスメント対策シンポジウム

12月10日の オンライン開催! [参加無料]

【開催日時、開催形式】

12月10日 13:30~15:15、オンライン(事前申し込み制)

【開催内容】

- ① 改正法の説明
- ② 業界団体におけるカスタマーハラスメント対策の取り組み事例 ☆ 一般社団法人空港グランドハンドリング協会
- ③ カスタマーハラスメント対策に取り組んでいる企業によるパネルディスカッション ☆ 参加企業:株式会社イトーヨー力堂、イオン九州株式会社

【詳細・お申し込みはこちら】

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium



令和7年6月に労働施策総合推進法等の一部改正法が公布され、カスタマーハラ スメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇 用管理上必要な措置を講じることが**事業主の義務**となります!

詳しくは裏面をご覧下さい



全企業が対象となります (施行日:公布(令和7年6月11日)後1年6か月以内の政令で定める日)

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。
 - ① 顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ② 社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
 - ③ 労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等(就職活動中の学生やインターンシップ生等)に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発(例:面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等)
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応(例:相談への対応、被害者への謝罪等)
 - ★ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等(カスタマーハラスメントのみ)の責務も明確化します。
 - ※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、 事業主・労働者・顧客等の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

ハラスメント対策・女性活躍推進 <u>に関する改正ポイントのご</u>案内

I:ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

● カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります! (施行日:公布後1年6か月以内の政令で定める日)

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談体制の整備・周知
- ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、 障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

公布日:令和7年6月11日

- 求職者等(就職活動中の学生やインターンシップ生等)に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発(例:面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等)
- ・相談体制の整備・周知
- ・発生後の迅速かつ適切な対応(例:相談への対応、被害者への謝罪等)
- ☆ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等(カスタマーハラスメントのみ)の責務も明確化します。
 - ※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、 事業主・労働者・顧客等の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します!

改正法では、国の責務として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を図ってまいります。

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

検索



Ⅱ:女性活躍の更なる推進に向けた改正ポイント

- 令和8年(2026年)3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和18年(2036年)3月31日までに延長されました。
- 従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理 職比率」の情報公表が義務となります。 (施行日: 令和8年4月1日)
- プラチナえるぼし認定の要件が追加されます。

(施行日:公布後1年6か月以内の政令で定める日)

情報公表の必須項目の拡大

● これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた<u>男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大</u>するとともに、新たに<u>女性管理職比率についても101人</u>以上の企業に公表を義務付けます。(従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。)

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異 に加えて、 2項目以上 を公表	男女間賃金差異及び <mark>女性管理職比率</mark> に加えて、 2項 目以上を公表
101人~ 300人	1項目以上 を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表

[※] 従業員数301人以上の企業は、①「職業生活に関する機会の提供に関する実績」から1項目以上、②「職業生活と家庭生活との両立に資する 雇用環境の整備の実績」から1項目以上の、計2項目以上を公表することと、従業員数101人以上の企業は、①及び②の全体から1項目以上を公表することとされています。

プラチナえるぼし認定の要件追加

- プラチナえるぼし認定の要件に、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハ ラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加します。
- ※ 現在、プラチナえるぼし認定を受けている企業も、認定を維持するために、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表することが要件となりますが、今後の省令等の整備において、一定の猶予を設ける予定です。
- ★ このほか、女性の健康上の特性による健康課題(月経、更年期等に伴う就業上の課題)に関して、職場の理解増進や配慮等がなされるよう、今後企業の取組例を示し、事業主による積極的な取組を促していくこととしています。

お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

都道府県	電話番号								
北海道	011-709-2715	埼 玉	048-600-6269	岐 阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐 賀	0952-32-7218
青 森	017-734-4211	千 葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長 崎	095-801-0050
岩 手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛 知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大 分	097-532-4025
秋 田	018-862-6684	新 潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京 都	075-241-3212	徳 島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石 川	076-265-4429	大 阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖 縄	098-868-4380
茨 城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵 庫	078-367-0820	愛 媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈 良	0742-32-0210	高 知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長 野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

受付時間 8時30分~17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)



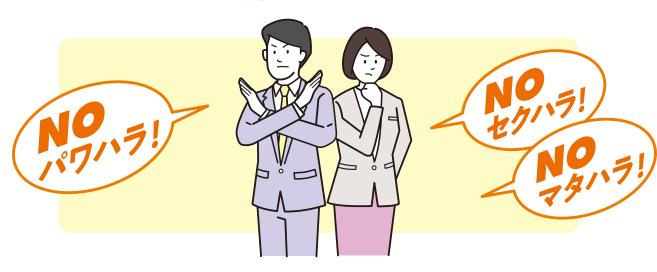
職場のハラスメント防止は、企業の義務です!

パワーハラスメント防止対策は事業主の義務に! セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化!

令和元年に改正された労働施策総合推進法において、職場におけるパワーハラスメン トについて防止措置を講じることが事業主に義務付けられました。併せて、男女雇用機会 均等法及び育児・介護休業法も、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等、育児・介護 休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、防止対策の強化が図られました。



事業主の方は、実効性のあるハラスメント防止対策を講じてください。また、働く人自 身も、上司・同僚・部下をはじめ取引先等仕事をしていく中で関わる人たちをお互いに 尊重することで、皆でハラスメントのない職場にしていくことを心がけましょう。



1.パワーハラスメント防止対策の法制化(労働施策総合推進法)

- ①事業主に、パワーハラスメント防止のため、相談体制の整備等の雇用管理上必要な措置を講じることを義務付け ②事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止
- ③パワーハラスメントの具体的な定義や事業主が講じる雇用管理上の措置の具体的な内容を定めるため、厚生 労働大臣が「指針」を策定(指針に定められている具体的な措置の内容は、5ページ参照)

職場における「パワーハラスメント」とは

職場において行われる、①~③の要素全てを満たす行為をいいます。

- (1) 優越的な関係を背景とした言動であって、
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的に見て、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は、職場におけるパワーハラスメントには該当しません。

2. セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化

- ①セクシュアルハラスメント等に関する国、事業主及び労働者の責務の明確化
- ②事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止
- ③自社の労働者等が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応等

ハラスメントに関するお悩みは都道府県労働局にぜひご相談を

職場におけるセクシュアルハラスメント 妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメントに関するご相談はお近くの

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ 開庁時間 8時30分~17時15分(±·田·祝田·年末年始を除ぐ)

総合労働相談コーナーへ

パワーハラスメントに関するご相談はお近くの ※総合労働相談コーナーは下記以外にも都道府県内に数カ所設置しています。最寄りの施設は厚生労働省ホームページで検索してください。 https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html



北海道労働局	雇用環境・均等部	011-709-2715	滋賀労働局	雇用環境・均等室	077-523-1190
	(総合労働相談コーナー)	011-707-2700		(総合労働相談コーナー)	077-522-6648
青森労働局	雇用環境·均等室	017-734-4211	京都労働局	雇用環境・均等室	075-241-3212
	(総合労働相談コーナー)	017-734-4212	23 CHIC 23 (207-2	(総合労働相談コーナー)	075-241-3221
岩手労働局	雇用環境·均等室	019-604-3010	大阪労働局	雇用環境·均等部	06-6941-8940
	(総合労働相談コーナー)	019-604-3002	八极为国师	(総合労働相談コーナー)	06-7660-0072
宮城労働局	雇用環境·均等室	022-299-8844	兵庫労働局	雇用環境·均等部	078-367-0820
	(総合労働相談コーナー)	022-299-8834	六件刀刨问	(総合労働相談コーナー)	078-367-0850
秋田労働局	雇用環境•均等室	018-862-6684	奈良労働局	雇用環境・均等室	0742-32-0210
	(総合労働相談コーナー)	018-862-6684	示 及刀	(総合労働相談コーナー)	0742-32-0202
山形労働局	雇用環境·均等室	023-624-8228	10回6.11.24/ELD	雇用環境・均等室	073-488-1170
	(総合労働相談コーナー)	023-624-8226	和歌山労働局	(総合労働相談コーナー)	073-488-1020
	雇用環境・均等室	024-536-4609	白亚兴街口	雇用環境・均等室	0857-29-1709
福島労働局	(総合労働相談コーナー)	024-536-4600	鳥取労働局	(総合労働相談コーナー)	0857-22-7000
#14 \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	雇用環境・均等室	029-277-8294	DIEW ALD	雇用環境・均等室	0852-31-1161
茨城労働局	(総合労働相談コーナー)	029-277-8201	島根労働局	(総合労働相談コーナー)	0852-20-7009
15.1.W/#1.D	雇用環境·均等室	028-633-2795	ER. L. W. T. E.	雇用環境·均等室	086-224-7639
栃木労働局	(総合労働相談コーナー)	028-633-2795	岡山労働局	(総合労働相談コーナー)	086-225-2017
TY E W AL C	雇用環境·均等室	027-896-4739	± ÷ » «	雇用環境·均等室	082-221-9247
群馬労働局	(総合労働相談コーナー)	027-896-4677	広島労働局	(総合労働相談コーナー)	082-221-9296
	雇用環境·均等部	048-600-6269		雇用環境·均等室	083-995-0390
埼玉労働局	(総合労働相談コーナー)	048-600-6262	山口労働局	(総合労働相談コーナー)	083-995-0398
	雇用環境·均等室	043-221-2307		雇用環境·均等室	088-652-2718
千葉労働局	(総合労働相談コーナー)	043-221-2303	徳島労働局	(総合労働相談コーナー)	088-652-9142
	雇用環境・均等部	03-3512-1611		雇用環境·均等室	087-811-8924
東京労働局	(総合労働相談コーナー)	03-3512-1608	香川労働局	(総合労働相談コーナー)	087-811-8916
	雇用環境・均等部	045-211-7380		雇用環境・均等室	089-935-5222
神奈川労働局	(総合労働相談コーナー)	045-211-7358	愛媛労働局	(総合労働相談コーナー)	089-935-5224
	雇用環境・均等室	025-288-3511		雇用環境・均等室	088-885-6041
新潟労働局	(総合労働相談コーナー)	025-288-3501	高知労働局	(総合労働相談コーナー)	088-885-6027
	雇用環境・均等室	076-432-2740		雇用環境・均等部	092-411-4894
富山労働局	(総合労働相談コーナー)	076-432-2740	福岡労働局	(総合労働相談コーナー)	092-411-4764
	雇用環境・均等室	076-265-4429		雇用環境・均等室	0952-32-7218
石川労働局			佐賀労働局	(総合労働相談コーナー)	
	(総合労働相談コーナー) 雇用環境・均等室	076-265-4432		雇用環境・均等室	0952-32-7218 095-801-0050
福井労働局		0776-22-3947 0776-22-3363	長崎労働局	(総合労働相談コーナー)	
	(総合労働相談コーナー) 雇用環境・均等室			雇用環境・均等室	095-801-0023
山梨労働局	7271341490 11913	055-225-2851	熊本労働局	7,27,34,47,50	096-352-3865
	(総合労働相談コーナー)	055-225-2851		(総合労働相談コーナー)	096-312-3877
長野労働局	雇用環境・均等室	026-227-0125	大分労働局	雇用環境・均等室	097-532-4025
	(総合労働相談コーナー)	026-223-0551		(総合労働相談コーナー)	097-536-0110
岐阜労働局	雇用環境・均等室	058-245-1550	宮崎労働局	雇用環境・均等室	0985-38-8821
71 75 PHILE	(総合労働相談コーナー)	058-245-8124		(総合労働相談コーナー)	0985-38-8821
静岡労働局	雇用環境・均等室	054-252-5310	鹿児島労働局	雇用環境・均等室	099-223-8239
	(総合労働相談コーナー)	054-252-1212		(総合労働相談コーナー)	099-223-8239
愛知労働局	雇用環境・均等部	052-857-0312	沖縄労働局	雇用環境・均等室	098-868-4380
タ州 月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月	(総合労働相談コーナー)	052-972-0266	7 1 1/2 C 2 3 (20) P-3	(総合労働相談コーナー)	098-868-6060
三重労働局	雇用環境·均等室	059-226-2318			
	(総合労働相談コーナー)	059-226-2110			

ハラスメント裁判事例・他社の取組など ハラスメント対策の総合情報サイト

ポータルサイト「あかるい職場応援団」では、ハラスメント対策の際に参考となる情報を掲載しています。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

(令和6年11月作成)

職場のハラスメント



対策リーフレット



ハラスメン



これがハラスメント!

いざというときに備えて、ハラスメントを知ろう!

法律により、ハラスメント防止措置が義務付けられている「職場のハラスメント」には、 パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等、育児・介護休業等に関する ハラスメントがあります。



パワーハラスメントは大きく分けて6つの類型があります

身体的な攻撃

暴行•傷害



●殴打、足蹴りを行う ●相手に物を投げつける

精神的な攻撃

脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言



●人格を否定するような言動を行う ●長時間にわたって、業務に関する厳しい叱 責を繰り返し行う

人間関係からの切り離し

隔離・仲間外し・無視



●一人の労働者に対して同僚が集団で無視 をし、職場で孤立させる

過大な要求

業務上明らかに不要なことや 遂行不可能なことの強制・仕事の妨害



●労働者に業務とは関係のない私的な雑用 の処理を強制的に行わせる

過小な要求

業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れ た程度の低い仕事を命じることや仕事を与 えないこと



●管理職である労働者を退職させるため、 誰でも遂行可能な業務を行わせる

個の侵害

私的なことに過度に立ち入ること



●労働者を職場外で継続的に監視したり、 私物の写真撮影をしたりする

セクシュアルハラスメント

職場において行われる、労働者の意に反する「性的な言動」に対する 労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受け たり、「性的な言動」により就業環境が害される行為です。



2つの類型があります

労働者の労働条件が 不利益を受ける

(例)事業主から性的な関係を要求 されたが拒否したら、解雇された。



環境型

労働者の就業環境が 害される

(例)上司が労働者の腰、胸などに 度々触ったため、その労働者が苦 痛に感じて就業意欲が低下。

妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメン

妊娠・出産した「女性労働者」や、育児・介護休業等を申出・取得 した「男女労働者」の就業環境が害される行為です。



2つの類型があります

制度等の利用への嫌がらせ型 制度又は措置の利用に関する言動 により就業環境が害されるもの。

(例)育児休業の取得について上司 に相談したところ、「男のくせに育児 休業を取るなんてあり得ない」と言 われ、取得をあきらめざるを得ない 状況になっている。



状態への嫌がらせ型

女性労働者が妊娠したこと、 出産したこと等に関する言動により 就業環境が害されるもの。

ハラスメントを受けているのでは?と思ったら…

一人で悩まず、上司や同僚、 あるいは社内外の窓口に相談しましょう!



社内相談窓口へ相談しましょう

ハラスメントは我慢していても解決しません。それ どころかエスカレートする可能性があります。ハラス メントと思われる行為をされた場合は、いつどこで誰 が何を何のためにどのように(5w1h)したのかを記 録しておくと、後々の事実確認などで有効です。

一人で悩まず、上司や同僚に相談しましょう。

上司や同僚に相談しましょう

全ての事業主は、パワーハラスメントやセクシュアルハ ラスメント、妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラ スメントの相談窓口を設置し、適切に対応するために 必要な体制の整備をすることが義務付けられています。 一人で悩まず、社内相談窓口に、ハラスメントについ

それでも解決しないときや、社内で相談ができないときは・・・

て相談しましょう。

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーへ

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)及び全国の労働基準監督署内などに設置されている総合労働相談 コーナーでは、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等、育児・介護休業等に関する ハラスメント等のハラスメントでお困りの方からの相談を受け付けています。また、職場トラブルの解決の ため、行政指導の他、労働局長による紛争解決援助や調停といった行政サービスを行っています。

〈労働者からの相談事例〉

妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い

妊娠を上司に報告したところ、「他の人を雇う ので早めに辞めてもらうしかない」と言われ、退 職届を書くように強要されました。事業主に相談 しましたが、対応してくれません。働き続けたい のですが、どうしたらいいでしょうか。

妊娠したことを理由として女性労働者に対して 解雇や不利益な取扱いをすることは男女雇用機会 均等法で禁止されています。また、上司の言動は、 妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメ ントに該当する可能性があり、事業主は、職場にお けるハラスメント防止措置を講じる義務があります。 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)では、 で相談者の意向を確認した上で、ご相談者に とって適切な解決方法を助言します。まずは、 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にご相談 ください。

〈労働者からの相談事例〉

パワーハラスメント

上司から同僚の前で大声で繰り返し叱責される 日々に耐えられず、会社の相談窓口に相談したと ころ、上司からの叱責がさらに激しくなり、精神的 に就業継続が困難となり辞めざるをえなくなりま した。会社に対して慰謝料を請求しているのです が、対応してくれません。どうしたらいいでしょうか。

ご相談者が、ご自身の問題解決を希望される場 合、「労働局長による紛争解決援助」や「調停」の制 度を無料でご利用いただけます。これらの制度は、 労働局又は調停委員が公平な第三者として紛争 の当事者の間に立ち、労働施策総合推進法の趣 旨に沿って、紛争の解決を図ることを目的とした 行政サービスです。

ご相談のケースについては、事業主がハラスメ ント防止措置義務を実効あるものとして講じてい たかを確認しつつ、双方の主張の折り合いがつく よう解決を図っていきます。

企業はどう対応すればいい?

日頃のコミュケーションと、 相談を受けやすい環境整備がカギ!



事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- ①職場におけるハラスメントの内容・ハラスメントを行ってはならない旨の方針等を明確化し、管理監督者を 含む労働者に周知・啓発すること
- ②行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理監督者を 含む労働者に周知・啓発すること

相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④相談窓口担当者が、相談の内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
- ⑦事実関係の確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと
- ⑧再発防止に向けた措置を講ずること(事実確認ができなかった場合も含む)

併せて講ずべき措置

- ⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
- ⑩事業主に相談したこと、事実関係の確認に協力したこと、都道府県労働局の援助制度の利用等を理由として 解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

職場における妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置

⑪業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その他の労働者の実情に応じ、必要な措置を講ずること

さらに、以下の望ましい取組についても、積極的な対応をお願いします

- ■パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメントは、単独ではなく 複合的に生じることも想定されることから、一元的に相談に応じることのできる体制を整備すること
- ■職場におけるハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための取組を行うこと

(コミュニケーションの活性化のための研修や適正な業務目標の設定等)

- ■職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、自ら雇用する 労働者以外に、以下の対象者に対しても同様の方針を併せて示すこと
- ●取引先等の他の事業主が雇用する労働者 ●就職活動中の学生等の求職者
- ●労働者以外の者(個人事業主等のフリーランス、インターンシップを行う者等)
- ■カスタマーハラスメントに関し以下の取組を行うこと
- ●相談体制の整備・被害者への配慮のための取組
- (メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)
- ●被害防止のための取組(マニュアルの作成や研修の実施等)